

## 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項に基づき申請があった遺伝子組換え微生物の第二種使用等拡散防止措置について、薬事・食品衛生審議会再生医療等製品・生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会の審議を経て、遺伝子組換え微生物に応じて執るべき拡散防止措置の内容を確認しました。申請に基づく確認の概要は以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

第二種使用等 2件

事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	遺伝子組換え生物等の区分	利用目的	確認日
セバ・ジャパン株式会社	ニューカッスル病ウイルス由来 F 蛋白質遺伝子 (F)・伝染性喉頭気管炎ウイルス由来 gB 蛋白質遺伝子 (gB) 導入七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株 FW194 (F, gB, <i>Meleagrid herpesvirus1</i> ) (識別番号 FW194)	GILSP	産業利用	平成29年10月27日
株式会社NAS研究所	ニューカッスル病ウイルス由来 F 蛋白質遺伝子 (F)・伝染性喉頭気管炎ウイルス由来 gB 蛋白質遺伝子 (gB) 導入七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株 FW194 (F, gB, <i>Meleagrid herpesvirus1</i> ) (識別番号 FW194)	GILSP	産業利用	平成29年10月27日

(注) 遺伝子組換え生物等の区分

GILSP： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限され、病原性がないこと等のため、最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるもの。

問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局  
 農産安全管理課 島村、中澤 TEL：03-3502-8111(内線 4510)  
 畜水産安全管理課 相原、岩本 TEL：03-3502-8111(内線 4532)